

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和7年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第2日)

令和7年9月10日(水)

令和7年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年9月10日(水) 開議 午前10時00分
散会 午後1時51分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	岡田守		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	伊藤輝美
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

総務課 加藤寿基

令和7年第3回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 1番 岡田浩二
- (2) 2番 佐々木一也
- (3) 7番 村本敏美
- (4) 3番 浅尾もと子

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。出席議員は8名です。日程第1、一般質問を行います。本定例会の一般質問の通告は、議事日程のとおり4名です。質問は答弁を含めて50分以内で行います。質問者、答弁者ともに質問時間を守ってください。質問者は、最初に一括質疑方式、または一問一答方式のどちらの方法で質疑を行うか述べてください。答弁者ははじめに発言台で行い、その後の再質問に対する回答は自席で行ってください。なお、会議側では一般質問は、町の一般事務について質すとされています。また、発言はすべて簡明にするものとされています。質問者、答弁者ともに、会議規則に沿って発言されるようお願いいたします。なお、それぞれの議員の一般質問の前に、事務局の準備のため少し時間をとりますので、事前にご了解をお願いします。

----- 1番 岡田浩二 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは、1番岡田浩二議員の質問を許します。
岡田議員。

1番（岡田浩二君）

1番岡田浩二であります。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。さて、9月に入りましたけど、連日大変厳しい暑さが続いております。議場もクーラーが効いて大変涼しくやれますけど、答弁いただく執行部の皆さんには熱い答弁を期待しておりますのでよろしくお願いをいたします。今回の私の質問は2点であります。1点は農業用ドローン導入についてお伺いをいたします。昨年12月議会において、私はドローンによる農薬散布について、持続可能な農業の実現に向けた1つの手段として、一

般質問を行いました。その際、町としてもスマート農業として、地域課題の解決に資する可能性があるとのことご答弁をいただき、今後情報を集めて検討していく旨の回答がございました。その後でありますけど、今年に入り7月21日に、川角の水田において、私が耕作している水田5反歩、50アールに実際に農薬散布を行うドローンのデモフライトを実施いたしました。参加された農家の皆様からは、非常に優れた散布性能と安全性があり、省力化につながるとの評価があり、導入に大きな期待の声が上がっております。ちなみに、従来私が耕作している水田の消毒には、川角耕作者10人ほどが1時間ほど費やしてやっておりますが、今回のデモフライトでは、15分程度で終了をいたしました。このような背景を踏まえて、次の点をお伺いしていきます。まずはじめに、ドローンの具体的な活用についてであります。令和7年度当初予算には、ドローン活用に向けた研修予算が計上され、操縦技術者の育成が図られていると承知はしております。加えて、町としても、毎年度ドローンの活用に関する検討を進めておられると伺っております。つきましては、これまでの町が直接関与、あるいは支援という形で取り組みられたドローンの具体的な活用事例について、改めてお示しいただきたいと存じます。こうした実績を確認させていただくことで、今後の防災や農業、あるいは地域課題解決に向けたドローン活用の可能性を議会としても共有できるものと考えております。町のご見解をお聞かせください。お願いします。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず、ドローンの活用事例としましては、広報用の写真撮影、小学校、保育園等の公共施設の記録、あと古戸地区の土砂災害の状況記録などに活用してきました。今後の防災、農業などへの活用の可能性につきまして、機器の購入費用や維持管理の費用が高額なことや、内容によっては国家資格の取得が必要などの問題もありますので、今後情報を集めて検討していきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

ありがとうございます。今後の情報を集めて検討していくとの答弁をいただいておりますけど、具体的にはどのような分野での活用を想定し、どのような情報を収集、集めて進めておられるのか、検討の方向性やその視点について、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今議員が言われたように、具体的にどの分野で活用していくのか、また、活用するにあたって町の職員が直接操作等をするのか、また、外部に委託する形がいいのかなど、導入している自治体のさまざまな活用事例などの情報を集めていきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ありがとうございます。私もドローン活用したデモンストレーションを実施したことを最初にお話をいたしました。これらの詳細情報をですね、総務課にもお伝えをいたしました、ともにですね、やっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。次にまいります。続いて、ドローン活用検討の進展についてであります。令和6年3月に経済産業省が取りまとめたドローン活用事例集では、中部管内の4県24市1村での取り組みが紹介されております。近隣では新城市の事例が載っております。活用分野では8分類に分かれ、その中で最も多いのは防災、それから災害対策で21事例、続いて物流と農林水産業がそれぞれ10事例、各自治体が社会課題の解決のために積極的に取り組んでおります。町においては、大規模災害に備えた物資の搬送や被害調査といった分野でドローン活用することは、町民の安全を守る上で重要であると考えます。特に、免許を取得した町民や職員の力を生かせる仕組みを整えることは、地域防災力の向上につながります。町として、今後ドローンの活用をどのように検討されるのか、考えをお伺いいたします。お願いします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

活用検討会におきましては、これまでの検討状況として、記録用広報用にイベント等の空撮や公共施設の老朽化部分の確認、橋梁の定期観察や鮎の保護対策でカワウの追い払いなどに活用できればという意見が出ておりますけれども、防災、災害や物流、農林水産業などに関わる物資の輸送や被害調査などにドローンを活用しようという具体的な検討にはまだ至っておりません。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ありがとうございます。ただいまの答弁の中で、いろんな意見が出ておってこれまでに具体的な検討には至っていない、その要因は例えば財政的制約によるものなのか、人材や技術面の課題によるものなのか、町としてどのような部分を特に課題と認識されているのか、少し整理してお話をいただければありがたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず講習を受けて操作できる職員は、離発着、ホバリング、左右前後方向の移動と、また、写真、ビデオ撮影ができる程度の技術しか持ち合わせておりません。また、人的な余裕がないことも挙げられます。講習を受けた職員も定期的な操縦訓練が必要だと考えております。防災や災害対策、物流に職員がどこまで関わっていくのかという点も挙げられます。その活用内容によっては、国家資格の取得やそれに見合った機体の購入等も必要となってくるかと思えます。また、職員が操作するのか、外部に委託する形がいいのかという点も、今後課題になってくると考えております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ありがとうございました。課題等がですね、明確化してまいりました。厳しい財政事情は理解しておりますが、課題の明確化において、実証の実施ですとか、人材の活用といった具体性がなんとなくうっすらと見えてきたのかなというふうに私自身は感じました。今後ともですね、しっかりとその辺をですね、実証の実施ですとか、どう活用していくかということですね、考えてやっていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。次にまいります。農業用ドローンの過去の検討についてお伺いをします。昨年12月、定例会の一般質問において、ドローンによる農薬散布について伺った際に、今後情報を集めて検討していくとの答弁をいただきました。私はこの答弁をですね、直ちに実施に移す段階ではないが、まずは調査や研究を進めるという意味と理解し、その後の動きを注視してまいりました。そこで改めて確認をさせていただきます。あれからこの半年間で町として具体的にどのような情報収集や検討が行われたのか、その内容をお示しいただけますでしょうか。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

新城設楽農林水産事務所等に相談してきた中で、今年度8月7日に行いました8月東栄町営農会議の協議事項といたしまして、県普及課の方から、水稻散布作業の委託についてという内容で意見交換が交わされました。それは、7月21日川角地区で行われました豊橋の業者によるドローン防除の実演会、この時はカメムシ防除の農薬散布ということで行いましたが、その内容で参加者からの質問も多く関心が高かったという報告がございました。あいにく日程が合わず当課からの参加はできませんでしたが、ドローンのメリット、デメリット、導入する場合の方法等の提案も受けております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

ありがとうございます。ただいま県の農林水産事務所の相談する中でいろいろと情報も収集されたと、一定の情報収集を進められていると理解をいたしました。町として主体的に関与して検討を進める段階には至っていないと私自身は感じました。しかし、町民の関心も高い分野でありますので、今後は報告を受けるだけでなく、これは県ですとかね、今回の段階でもそうなんですけど、報告を受けるだけでなく、実際に現場に参加し検証を重ねながら活用の可能性を具現化していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。次にいきます。それでドローン購入のですね、可能性について少しお伺いをしたいと思います。農業用ドローンの機体価格は、業者によると200万円から300万円程度と伺っております。いずれにせよ高額なものでありますが、一方で令和7年度当初予算ではドローン活用に向けた研修予算が計上され、操縦技術者の育成が進められていると承知はしております。そこでお尋ねいたします。せっかく育成された操縦技術者の力を町の業務の1つとして生かしていくために、町が機体を整備し、実際の農業や防災等での活用を進めるお考えはないか。執行部のお考えをお伺いします。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

現在、総務課で養成しているドローン操縦養成につきましては、災害時などの現場確認のためにカメラやビデオで撮影する程度の技術に対応したものと聞いております。農業に生かすとなりますと、またそれに加えてですね、講習等を受けてですね、実際に農薬散布とか、そういう操縦技術も必要となってくるとお聞きしております。先日、川角地区でのデモフライトでは、作業が早く、比較的適宜防除が可能というメリットがある反面、散布する農薬が限られていること、ドローンの導入コストや、その後の維持管理コストが高額

なこと、農薬を散布する技術の講習費用や機体登録の必要性、1フライトあたりの飛行時間が1ヘクタール当たり10分間と短いため、バッテリーや薬剤の交換等が頻繁に行われるというデメリットもお聞きしております。そうした中で、導入に関しましては、1つ、購入する場合、2つ、委託する場合、3つ、シェアする場合という、その3通りの方法をご提案いただいておりますが、それぞれの良し悪しがありますので、集落として、または町としてどう取り組むのが一番良いのかを判断していくことになりそうです。また、JA愛知東の北設営農センターではラジコンヘリによる農薬散布も行っているとのことで、民間での活動があるのであれば、そうした取り組みに関して行政がどうお手伝いできるかという点でも、検討は必要かと思っています。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

ありがとうございます。ただいまの答弁では、ドローンの導入のメリットデメリットを具体的に示していただきました。ありがとうございます。それから購入、委託、シェアといった複数の選択肢を整理された点は前進と受け止めております。しかし一方で依然として検討の段階にとどまっており、実証や結論に向けた具体的な時期や方針は示されませんでした。近年の、最初に申し上げましたけど猛暑、猛暑で農業現場で直面した状況を踏まえれば悠長に構えてはおられません。行政が主体的に現場に立ち会い、期限を区切って導入可否の方向性を示すことが求められていると考えます。次にいきます。今度はドローンの受託活用の可能性について、少しお伺いをいたします。私が確認したところでは、操縦免許を取得し登録すれば、事業者から機体を借り受けて受託作業を行うことも可能であると伺っております。東栄町においても農地がある程度まとまれば、農薬散布は10アール当たり、1反歩2,000円程度、最低ラインが2,000円ということですけど、2,000円程度で請け負うことができ、必ずしも高額なサービスではないとの情報を得ております。このように、導入コストを抑えつつ地域の農家を支援できる可能性があると考えますが、経済課としては、この費用対効果や地域内における受託体制の構築についてどのようにお考えでしょうか。あわせて、町として支援策や今後の方針についてもご見解をお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

2,000円程度という額に関してですが、散布する農薬代や機体を借りて作業を行う場合の操縦免許取得に要する経費など、目に見えない費用もあるかと思えます。川角地区でデモフライトをいただいた業者にお伺いしたところ、対象圃場の集約化やその図面などに関

して発注者側で行っていただくほか、費用に関してはケースバイケースとなるようです。小面積でも対応はしてもらえそうですが、実際かかる費用に関してはやってみないとわからないとも言われております。町内には、多面的機能支払事業で4地区、中山間地域直接支払交付金事業では多面の中の3地区があります。それ以外に集落としての活動はなくても中設楽や月地区など圃場のまとまりもありますので、前者での集落で立てている地域計画のように、また、後者の集落でも同じような取り組みを考えてもらえるのであれば、町としても集約でき農薬散布も夢ではないかと感じています。ただ、田植え時期や標高差による生育の進み具合の差もございまして、農薬散布を共同事業で取り組むことに関しては、かなり調整が必要になるかと思っています。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ありがとうございます。ドローンの受託活用については、町としてはかなり調整が必要とのご答弁をいただきました。しかし、実際には町が主体的に取り組む姿勢が見えないので、私自身がですね、業者を探して川角地区でデモフライトを実施し、初めてこの現場での評価を得たのが現状であります。やればできると思うんですね。何度も繰り返しますが、当地区では担い手不足、高齢化の中、特に近年の猛暑を理由に稲作を断念される方まで出始めております。これは極めて深刻な事態であります。悠長に検討や調整を繰り返す時間的余裕はございません。つきましては、町として受託体制の構築や費用対効果の検証について、いつまでに具体的な方針を示すのか、その見通しをお聞かせいただけますか。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

先月ですね、9月2日に行われました新城設楽広域農政連絡協議会という席ですね、各団体からの報告としまして、東栄町としましては川角地区のドローンデモフライト、7月21日に行われた内容ですね、説明させていただきまして、農家の関心の高さをお伝えしたところです。今後スマート農業へのですね、取り組みを行う場合については、そこでもご協力いただけるようお願いしたところです。また、先日ですね、9月8日に行われました東栄町営農会議の方につきましては、JA愛知東の北設営農センター、津具にございますが、ここの提案の中の内容で協議したところですが、現在、JA愛知東などでもですね、代かきや稲刈り等などの作業委託に加え、肥料や農薬散布の部分でも集約を図り実施しているというお話を聞いておりますので、そういった点でもですね、協力をお願いしたところです。米作り農家の高齢化は深刻な問題となっております。米の価格変動などで米への関心も高まっておりますので、現状事業の中でスマート農業を図れるかも含めて、できる

ことなら新年度の作付け等から省力化に向けた作業が集落単位、または各農家が検討する機会を持っていただけるよう JA などにも働きかけを行っておりまして、デモフライトもやっていただけるような話もいただいておりますので、今後調整はしていきたいと思っています。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ありがとうございました。今の質問のやりとりの中でですね、ドローン受託活用について、農薬代や免許の取得経費、それから圃場の集約化などの課題もあるんだと。それから一方、多面的機能支払事業や地域計画を生かせば共同実施の可能性も可能だという、そういったことが今確認できました。しかし現場でデモンフライトを実施し評価を得たのは、この川角地区だということでもあります。町が主体的に動いた結果ではない。担い手不足や猛暑による稲作放棄が進む中で、先ほどから申し上げておりますけど、悠長に検討や調整を繰り返す余裕はないので、早急な方針提示が必要だと考えます。経済課長からですね、ただいまの JA 東愛知との協議の中で委託作業の一環としてですね、ドローンの消毒ですとか、また、新たなラジコンヘリですかね、を使用することを取り入れる前向きな姿勢も示されたことは大きな前進かなと私自身は思います。行政が地域と連携して実現へ向けた具体化を進めることを期待しこの質問を終え、次の質問に行きます。次はですね、住民説明会の実施についてお伺いをいたします。夏頃でしたか、私のもとにですね、北設情報ネットワークの関係のリーフレットが届きました。これは各家庭に、皆さんのもとに届いておりますけど、町民の方々から、テレビのデジタル化はどうなっているの、ですとか、町ではこのことについて説明してくれるの、という声が、中身はあんまり読んでないもんですからね、皆さん多分、直接私のところに寄せられると。誤った情報を避けるためにも、行政の公式な説明は不可欠であります。まちづくり条例の第 5 条第 2 項ですとか、第 11 条第 3 項にも説明責任が明記されており、住民が町政を理解し、ともに参画できる仕組みが求められております。配布されましたリーフレットは高齢者には理解しづらく、広報誌やホームページだけでは不十分との声もありますので、1 点だけお伺いいたしますけど、令和 8 年度の説明会予定では少し遅すぎるとの意見もある中、町として説明責任をどのように解釈し、今後どのように住民に対して説明責任を果たしていくのかをご見解をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

北設情報ネットワークの民間移行についてのリーフレットにつきましては、設楽町、東栄町、豊根村で同じタイミングでお知らせする意味で配布したものです。住民説明会ですけれども、今年度移行にかかる工事を実施しております設楽町の田口、清嶺、名倉地区について、10月中旬から開始する予定であります。東栄町では、移行に関する工事を令和8年度に実施し、住民説明会も実施する予定であります。供用開始は令和9年度になる予定です。町としましては、それ以前に説明会を実施する考えはありません。民間移行について、広報誌やホームページ、リーフレットの配布のみで十分とは考えていないため、今年度当町より先行して説明会を実施する設楽町の状況を勘案し、丁寧な説明の機会を確保していきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

わかりました。送られてきたリーフレットのとおりだということでもあります。ありがとうございました。今回2つ、私、大きく2点の質問をさせていただきました。いずれもですね、持続可能なまちづくりの可能性を探るものであると私自身は思います。執行部の答弁はですね、私自身が今感じたところで整理させていただきますと、1つ目の農業用ドローンの導入についてですが、人口減少、これは担い手不足とイコールなんですけど、それから高齢化、そして気象変動による猛暑の影響によって稲作を断念する農家も出ており、省力化や安全性の観点からもドローン活用は喫緊の課題であります。町は単なる検討にとどめず、現場に立ち会って、期限を設けて、導入の可否をですね、判断する姿勢が求められておりますので、よろしく願いをいたします。そして2つ目のですね、住民説明会の実施についてはですね、高齢者にとって文字情報だけでは理解がしづらい、しづらいというか難しいんですね。条例に定められた説明責任の観点からも8年度まで先送りするのはですね、これはやや不十分だと私自身は考えております。地区ごとの小規模開催ですとか、東栄町には出前講座といういいものがございます。それを利用してですね、多様な方法で早期に説明を実施することを求めます。これら2点はいずれも町民の暮らしを守り、将来にわたって安心して生活できる東栄町を築くために行政が使命感を持って取り組むべき課題であります。検討にとどめるのではなく、実証と結論に向けて具体的な時期と方針を示す気概を持って対応をいただきたいと申し上げ、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤彰男君）

以上で、1番岡田浩二議員の質問を終わります。次の質問準備までしばらくお待ちください。

----- 2 番 佐々木一也 議員 -----

議長（加藤彰男君）

続けます。

次に2番佐々木一也議員の質問を許します。なお、佐々木一也議員からは質問に関する資料として資料の配布の申し出がありましたので、これを許可しておりますので、よろしくお願い致します。

それでは佐々木一也議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。今回、私は町から各区に対して毎年度提出をお願いしている当初予算編成、各種事業要望の要望事項のうち、建設課所管の道路に関することについて質問をさせていただきます。各区からの道路関連の要望に対応するための予算は、今年度600万円が維持工事費として計上がされています。この予算は、災害などの緊急修繕にも使われます。そのため、年度途中で予算が使い切られると、各区からの要望に対応できなくなる可能性があるとのこと。毎年度各区に提出をお願いしている要望事項の提出書類のタイトルは、当初予算編成各種事業要望書となっています。つまり、来年度の予算を組むために各区の声を集めているのだと思います。その集めた要望事項を予算に反映しないで緊急修繕にも使われる、維持工事費と同じ枠で使ってしまうのは、当初予算編成というタイトルで要望を集める目的とずれているような感じがします。そこで伺います。なぜ各区の要望を実現するための予算と緊急的な修繕の予算を同じ枠としているのか、別としていない理由をご説明いただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

維持工事費は、町道や河川の維持管理をしていくために予算計上しており、比較的小規模なものに対して実施するものです。地区からの要望に対しましても緊急度により実施しますが、法面崩落での通行止めなどの緊急修繕も同じ維持管理として実施しています。そのため、緊急性があると判断したものについては補正をお願いすることもあります。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

緊急性のあるものは補正でも対応するという事なんですけど、町では各区からの要望について、そもそも、この事業要望の提出が緊急性があるものだけを出してください、という形にはなっていないんじゃないかなと思います。それぞれの区では緊急性のあるなしに関係なく、今困っていることとか、もっと快適にしてほしいことなどが区長さんが区民の声をまとめて要望として出してきているはずなんです。もし本当に緊急性が高い内容であれば、わざわざ毎年度の事業要望の提出を待たずに、直接町に連絡をして対応をお願いするのが自然だと思います。そこでお伺いしたいんですが、町としては道路に関して、各区からどんな情報を集めようとして事業要望の提出をお願いしているのか。その目的や考え方について、ご説明をいただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

道路に関する事への要望につきましては、特に内容を定めてはいません。地区において必要な要望を提出いただいています。実際の要望は、利便性を向上するための要望もわずかながらありますけれども、基本的には現状の修繕がほとんどです。利便性の向上につきましては、地区で考えていることなどが把握でき、今後の計画の検討材料にはしていますけれども、現在では緊急的な修繕要望が多数の中で限られた予算では、緊急度を優先した修繕となっています。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

特に要望事項については、どういうものを取るっていうのは定めていないということが改めて分かりました。どうしてもやっぱり緊急度のあるものからということの答弁だと理解をします。続けますが、過去のですね、一般質問の中で要望事項を実施するのか見送るのかの判断基準をですね、聞いたことがあるんですが、その際、状況がさまざまなので決まった基準はない、との答弁を受けました。ですが、平成17年度からの要望事項が一覧表にまとめられていて、20年近く経った今も保留になったままの要望もたくさんあります。その保留中の要望を一覧表にまとめてあるその文章だけで管理をしていると、内容を確認するたびに読み込まなければならず、非常に手間がかかりますし、要望を出した区としても、町がその要望をどう受け止めているのかが読み手によって解釈がバラバラになってしまう可能性があります。こうした課題を解決するために、私は要望事項に優先度の点数をつけるなど、客観的な評価を導入するのが良いと考えています。実際に他の自治体では、例えば、主要な道路なら何点とか交通量が多くて迂回できない道路なら何点といったように、道路の構造や交通状況などをもとに評価点をつけて、数字で見える形にしていま

す。そうすることで、町としても事業の優先順位が一目で分かりますし、区長さんも区民に説明がしやすくなると思います。そして何より、町が要望をどう受け止めているのかが明確になり、公平な対応をしていることを示すことにもつながります。そこで伺います。町としてはこうした要望事項の優先度を把握するための標準的な評価基準を設ける考えがあるか、お聞かせください。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

議員がおっしゃるとおり、点数制ができれば分かりやすく、説明も容易になると思います。しかし、いろんなケースがあり、点数をつけるのは非常に困難となります。主要道路や交通量などの要件のほかに、事業費や用地取得の必要性や通行止めでの影響なども考慮が必要です。特に山間地区における道路は、地区により事情が異なり、交通量では測れないこともありますので、点数配分の正確性も問われます。要望書については、区と協議を行いながら説明をするのが最善であると思っています。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

点数をつけるのが難しいって言うのであれば、例えば、高中低といった3段階に分けるだけでも十分に伝わるんじゃないかなと思っています。今回ですね、議長の許可をいただいて資料の方を配布をさせていただきましたが、両面になっているA4刷ですが、これはですね、AIをお願いをして、道路修繕の優先度を判定する表を作ってもらったものです。最初1ページ目なんですけど、最初にですね、道路修繕評価の点数表を作ってくださいということでお願いをして作ってもらいました。それを作ってもらった後に点数評価だとちょっと分かりづらいんで、3段階ぐらいで評価する感じに直してくれて言って作ったのが、この1ページ目になります。さらにですね、山間地の道路について、交通量だけでは優先度が測れないということは事前にお伺いしていましたので、その情報をさらにAIの方に追加をして、交通量だけでは測れない道もあるということを伝えると、AIの方が独自にそういうところは、山間部の生活道路なんかがそうですね、ということをお返した上で評価表を作ってくれたのが、裏面の2ページ目になります。道路修繕のですね、優先度の付け方に詳しくない私が質問しただけでも、ここまでのものが作成できました。担当職員の方がさらに詳しい質問を重ねていけば、実用的な評価シートが作れるんじゃないかなと思います。点数評価が難しいとしても、高中低の3段階くらいなら十分可能ではないでしょうか。区民の皆さんが見ても分かりやすいですし、町としても要望への対応状況が整理しやすくなると思います。第一ですね、町の担当の方っていうのは、紙で出したことをで

すね、頭の中で考えた上で優先順位につけていると思います。さっき課長言われたように、なかなか紙に落とすということが、頭の中を紙に落とすっていうのが難しいところをこうやってAIに手伝ってもらうことで、少し作業がしやすくなるんじゃないかなと思っています。そこで伺いますが、点数評価が難しいとしても、このような3段階くらいの評価方法を導入するお考えがあるのか、お聞かせください。

議長（加藤彰男君）
建設課長。

建設課長（原田経美君）

参考資料ありがとうございます。私も以前検討したことはございますけれども、なかなかやはり点数をつけるのは難しい、他の町村とも話し合ったこともありますけれども、なかなか難しいなというところです。高中低というような3段階ということですが、予算によってですね、できるできないっていうのが決まってくるというかですね、そういった事情もありますので、今後検討はしていきたいと思っておりますけれども、今のところまだできない状況です。

議長（加藤彰男君）
佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

ぜひですね、パッと見で一目でわかるようなものが採用されるということをお願いしたいなと思います。質問の方を続けていきますが、以前ですね、一般質問した際に、各区から提出される要望のうち、愛知県の事業に関わるものについては、町から県に伝えているという答弁をいただきました。ただ、その通知の方法や、県からの実施結果の報告の受け方については特に決まったルールがないとのことで、町としては年度末に確認するように心がけるといふふうに答弁を受けました。そこで伺いたいんですが、その後、県への要望事項の通知の仕方や、実施されたかどうかの回答の受け方、これに何か変化があったのでしょうか。また、町として年度末に県に対して要望事項の実施状況を確認するというふうに答弁がありましたが、そのようにしているのか、教えていただければと思います。

議長（加藤彰男君）
建設課長。

建設課長（原田経美君）

受け方につきましては、特に変更していません。県の行う維持管理工事は、町からの要望だけにとらわれずに、県の裁量で行っていますので、要望対応として比較するのは難しくなっております。定期的には確認するようにしております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

前はですね、年度末に確認するように心がけるといような答弁いただいたんですが、その点はどうでしょうか。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

事業が終わる年度末というのが確かに一番いいかなと思って心がけてはいますけれども、年度末になるとなかなか忙しくてっていうこともあってですね、定期的にいろいろ聞いております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

前回ですね、年度末に確認するって言っていたので、年度末って決めていただければ必ず確認するっていうのが分かるなと思っていたんですけど、今聞いてみるとそうではなさそうなので、ただ、本当に要望事項が進んでいるか確認するっていうタイミングは必要だと思うので、時期を決めてするのか、それがもし難しいのであれば、文書を出してどうなっていますかって聞くような、確認したかどうかっていうのがわかるような方法を取り入れていていただきたいなと思います。次ですが、規模のですね、大きな要望は事業化するというふうに聞きましたが、過去にですね、事業化した要望について、その要望年度、事業実施年度、事業の場所とその内容、予算額を伺います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

町道事業として行っているもののうち、橋梁修繕を抜けば、ほとんどが要望のあったものです。令和からの事業順に掲げますが、継続事業は開始年度の報告です。決算額で報告させていただきます。町道東菌目赤羽線は、要望が平成17年、21年、27年にありました。平成30年度から毎年行われております。東菌目地内です。道路改良工事と舗装打ち換え工事を行っておりまして、7年間で3,537万9,000円となっております。町道西菌目

坪沢線ですけれども、要望は平成 19 年、26 年、27 年にあります。平成 28 年から毎年工事を行っております。足込および西菌目地内となります。舗装の打ち替え工事を行っております。これにつきましては 9 年間で 5,554 万 7,000 円となっております。それから、町道橋場坪沢線ですけれども、要望は平成 17 年、27 年にありました。令和 2 年度に施工しておりますけれども、足込地内で改良工事を 753 万 7,000 円で行っております。町道小田敷名倉線ですけれども、要望は平成 21 年、26 年にありました。令和 2 年度に施工しまして、西菌目地内で施工しまして、改良工事は 800 万 7,000 円となっております。町道深谷池場線につきましては、要望は 21 年、26 年にありました。平成 30 年度と令和 2 年度、3 年度の 3 か年で行っております。三輪の深谷地内ですね。側溝整備工事は 3 年間で 1,155 万 2,000 円です。町道隧道口三ツ瀬線ですけれども、要望は平成 21 年、23 年、それから令和 5 年度にもありました。本郷の三ツ瀬地内ですけれども、改良工事で 335 万 5,000 円を行っております。町道東栄中学校線ですけれども、要望は平成 30 年度にありました。令和 5 年度に本郷地内ですけれども、改良工事として 955 万 1,000 円で行っております。町道畑吉沢線ですけれども、要望は令和 3 年度に行われております。令和 5 年度に三輪地内で行いまして、舗装の工事ですけれど、308 万 1,000 円です。町道三ツ石線ですけれども、要望は平成 17 年、18 年、19 年にありました。令和 5 年度に三ツ石地内で側溝の整備工事を行っております、322 万 4,000 円となっております。町道下野小野線ですけれども、要望は平成 27 年にありました。令和 6 年度に実施しまして、中設楽柿野地内で、改良工事 477 万円です。それから、町道中設楽戦橋線ですけれども、要望は令和 5 年にありまして、施工は令和 6 年度に中設楽地内で改良工事として、1,166 万 9,000 円で行っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

令和に入ってから 11 件ですかね。11 路線の要望が解決ということで、理解が深まりました。5 問目ですけど、次にですね、過疎地域持続的発展計画や辺地総合整備計画を作成、または変更するときには、区からの要望事項を考慮しているか伺います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

区からの要望も参考にして計画を策定しています。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

要望を参考にとということなんですけど、例えばどんな要望事項だと過疎計画とかの計画にですね、反映されるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

要望内容によりまして、現地の確認をしまして、緊急度や概算額を出しまして、財政係や企画係と相談の上、計画しています。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

予算計上されるのはやはり緊急度が高いものっていうことが分かりました。次ですけど、町道じゃなくてですね、林道についても少しお伺いしたいと思います。これは道路の種類として見たときに、町道と林道でどんな違いがあるのか確認することで、町道の扱いについての理解をより深められると考えることからお聞きをするものです。まず林道事業は何に基づいて何を根拠として実施しているのかを事前にですね、確認したところ、先ほど言われていた過疎地域持続的発展計画を主にしてそれに基づいて実施しているとのことでした。林道の改良などの事業は森林施業など、何らかの事業を行う予定や構想があって行っているのか、伺います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

林道事業につきましては、森林整備を行うために実施しています。山林所有者や施業を行う森林組合等からの要望や、地域森林計画、森林施業の状況に基づいて、事業として計画しています。その計画を過疎計画や返地計画に挙げております。また、林道の沿線には、家屋や主要物等が存在する路線もありますし、行き止まりでない連絡線形の林道もありますので、生活道路や臨時的な迂回路として利用することもありますので、道路の損傷により、改良工事を実施しています。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

再質問です。今ですね、林道の改良などの事業は、森林組合からの要望だったり、地域森林計画、これに基づいて進めているとのことをご答弁いただきました。東栄町の森づくりの中心となるのはですね、やはり東栄町森づくり基本条例、これに基づいて作られている東栄町森づくり基本計画、今ですね、第2次ですが、その計画だと思います。そこで伺いたいんですが、東栄町森づくり基本計画と林道に関する事業、これはですね、具体的にどのような形で関連しているのか、ご説明をお願いします。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

要望等が出てきた時にですね、経済課とお話ししながら、施業の状況ですとか実績等をお聞きしてですね、判断して実施しております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

今のご答弁の感じだと、この計画の中に何かもう具体的なものがあって、それに基づいてやっているのではなくて、要望があったものに対して、経済課と話をして実施しているということで、よろしいですか。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

そのとおりです。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

森づくり基本計画の中に具体的に何か定めてあって、それに基づいてやってないということで理解をしました。次ですが、林道事業の予算についてですが、今年度は総額で1億9,310万円。そのうち地方債が5,250万円、一般財源が890万円となっています。毎年ほぼ同じ規模の予算が組まれているようです。そこで伺いたいのですが、町として、これほどまでに積極的に林道事業を進めている理由は何なのかを教えてくださいと思います。

す。また、毎年これだけの予算を使って、事業を進めないと森林施業など、予定されている何らかの事業が実施できないということなのか、その点についても、町としての考えをお聞かせください。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

町土のですね、約90%が森林を占める本町におきましては、健全な森林育成として森林整備は欠かすことのできない重要課題です。林道整備は、その森林整備を実施するために、必要不可欠な事業と捉えています。特に最近の施業については、高性能作業機械の発達によりまして、林道や作業路での搬送や作業が主流となっているため、林道整備が重要となっています。また、森林整備には土砂災害の防止や水源涵養機能の維持、そして地球温暖化対策としても必要なものです。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

再質問です。林道のですね、整備がですね、森林の管理だったり環境の保全にとってとても欠かせないものであるということは私も理解はしています。ただ毎年ですね、これだけ大きな予算を使って、積極的に林道事業を進めている理由について伺いたいと思います。町としてどれくらいの効果があると見込んでいるのか、具体的にご説明をいただければと思います。例えば、林道の改良や新たな開設を行うことで、森林施業のですね、効率が何%向上するとか、森林整備がどれくらい進むのかといった数値で示せるような成果があれば、ぜひお聞かせください。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

森林施業となりますと、担当が経済課となりますけれども、毎年ですね、施業は行われているために向上率等が出せるものではありませんが、林道が通れなくなると施業ができないこととなります。実際に今後施業を行いたいけれども、道路が荒れているため、進入が難しい等の問い合わせはよくあります。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

非常に大きな予算を伴う事業になります。具体的なですね、効果がですね、数値で示せないっていうのは、大きな予算をかける時のですね、説明として少し不十分じゃないのかなと感じます。森林がですね、町土の90%あるということは分かっているってことはですね、施業範囲だとかを定めて木の本数も出せると思いますし、数字で出せないことはないと思います。森づくり基本計画の中に具体的な施業の工程が書いてないということは、もともとの目標がしっかり定まってないので、今言ったような数値も出せないのかなというふうに理解をしました。続けます。今年度の町道関係事業の予算は総額で5,578万4,000円。そのうち、地方債は1,350万円、一般財源は1,892万円です。その内訳は橋梁事業、橋ですね。橋の事業の総額が4,778万4,000円。そのうち、地方債は600万円、一般財源は1,842万円です。町道事業ですね、道に関するものの総額は800万円。そのうち地方債は750万円、一般財源は50万円で、町道にかかる予算が、林道や橋梁、橋ですね。橋に比べて一番少なくなっているのが分かります。一方で、各区から出されている町道に関する要望は、ほとんどが解消されていない状況です。そこで伺いたいんですが、こうした要望を少しでも解消していくために、町道事業の予算を増やすお考えがあるか、町としての方針をお聞かせください。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

町道の工事費につきましては、橋梁費を除いて、今年度は町単独の西菌目坪沢線と、電源立地地域対策交付金事業の東菌目赤羽線の舗装修繕工事、それから維持工事と交通安全対策工事費で2,000万円を計上しております。町道におけます維持修繕工事は補助事業がないため、限られた予算の中で、緊急性に応じて実施していかなければなりません。先ほどの4番目の質問がありましており、必要に応じて事業化も行いますので、予算の増減は生じることもありますが、維持工事費は現在のところ現状と考えています。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

そのまま続けてですね、伺います。9題目ですけど、林道事業については補助が出るとはいえ、地方債や一般財源の投入が必要なのは他の事業と変わりません。今年度の予算を見てみると、地方債と一般財源を合わせた額は、林道事業に関わるものは先ほども言いましたが、6,140万円。一方で、橋梁を含む町道事業にかかるものが3,242万円となっていて、林道にはですね、町道の約2倍の財源が充てられている状況です。町道はですね、多

くの町民が、日常的に利用する道路ですし、災害の時にもですね、安全に使えるようにしっかり維持管理しておくことが必要だと思います。そこで伺いたいんですが、林道事業の一部を、例えば数%でも縮小をして、その分を町道事業に回すこと、これで町道の整備を少しでも拡充していくというような方法、そういうような考えがないかお聞かせください。

議長（加藤彰男君）
建設課長。

建設課長（原田経美君）

財源内訳として考えた場合、補助金の有無や補助率は、事業を行う上で大変重要となります。林道事業は、補助率の一番低い改良事業でも65%の補助があり、補助金を含む財源内訳は、地方債や一般財源に大きな差が出てきますので、事業を有効に活用しています。また、同じ道路ではありますが、町道と林道では事業の性質が異なるため、予算計上する上で両方のバランスを考えているわけではございません。

議長（加藤彰男君）
佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

再質問です。1つ前ですね、答弁の時にも、今の答弁もそうですけど、補助があるから事業を行っているというふうに私は聞こえてきます。しかし、補助があるとはいっても、地方債という借金や町民から集めた一般財源もですね、使われるわけですので、結局は町のお財布からお金が出ていくことには変わりありません。財政状況がですね、厳しいこの町では、特になぜその事業が必要なのか、どんな効果があるのか、事業を始めた後にどれくらいの維持費がかかるのか、こういったことをしっかり考えた上で、その上で国や県の補助があるかどうかを調べて、補助があるなら活用する。こういった順番で事業を組み立てるべきではないかなと思います。補助があるからといって、何でもかんでも事業を進められるほど、町の財政は余裕があるわけでもありません。もし具体的なビジョンがないのであれば、その事業をやめるとか、規模を縮小する、こういった判断も必要になってきちゃうんじゃないかなと思います。もちろんですね、町道と林道では事業の性質が異なるということは理解をしています。ただ、財源が限られている中ではですね、どこかの事業を縮小して、別の事業に充てるという考え方も必要じゃないかなと思っています。ですので、今回は道というですね、共通のジャンルから、そうした視点で質問をさせていただいています。ちなみに、冒頭でも申し上げたように、今年度ですね、区の要望を叶えるための今年度予算は600万円準備がされています。一方で林業事業にかかる補助を除いた地方債と一般財源の合計はですね、先ほどから何回も申し上げているとおり6,140万円です。このうちですね、10%を削減すれば、試算上はですね、区の要望に応えるための

600万円を確保ができるんじゃないかなと思います。そこで伺います。今年度はですね、難しいとしても、今後林道事業、林道事業に限らないかもしれませんが、10%縮小して、その分を町民の要望に応える予算として確保する考えがあるか町としての方針をお聞かせください。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

佐々木議員が言っておられることは、十分認識をしますし、理解はできると思います。私どもは端的にその事業を計画しているわけではなく、林道の場合は長期を見据えて、先ほど言いましたように、林業そのものの計画もありますし、それから私どもが持つ、先ほど言いました過疎の計画、それから辺地の計画、それからなおかつ、総合計画の中にはですね、当然林業に値する部分の計画もあるわけでありまして、それに基づいて実施計画が立つわけでありまして、単純に今言うように財政が厳しいから林道事業を削ってですね、そのものを町道の要望の方の、いわゆる単独事業に充てられるかどうかはですね、その都度、当初予算の状況を確認をさせていただくところではありますが、ただ林道の場合は、今申しましたように、私どもの現状を見ましてもですね、国においても、森林環境税の財源、それから森林環境上でもそうですが、林道に関わる部分は当然そういう状況で施策を講じる必要があるところもあります。林道を開設するにおいてもですね、先ほど建設課長が言いましたように、要望して新規で上げる部分があれば、継続をして、何年間積み上げて、毎年計画をし、何メートルずつやってですね、最終的に仕上げるという状況がありますので、それは当然計画に沿ってやっておるわけですので、それをやめてですね、当然財源がないからお願いする部分がありますが、当然、県費、国費に対しましても、我々が要望を挙げて、それに基づいて予算措置をされるという状況もありますので、その辺のところは重々議員としてですね、ご理解をいただけたらありがたいと思います。ですから、特に維持費については、我々もできる限り、限られた財源の中で、区の要望に応えたいと思っておりますが、そのために、その都度、それぞれの地区の状況も違いますので、6区ある状況の中で、それぞれ現地を確認させていただいたり、区長さん方との意見要望を踏まえた中でですね、毎年新たな新年度の予算を組ませていただくという状況がありますので、来年度に向かっては、今も要望を上げていただく状況になっておりますので、しっかりその辺のところを考慮しながら対応できればと思っておりますが、財源的には、本当に今佐々木議員が言われるように、大変厳しい状況になっておることはご理解をいただいて、来年度に向かって少しでも要望に応えられるよう、しっかり努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

単純にですね、減らすというのはできないというのはもちろん理解をしています。ただ1つの手段として示しをさせてもらったところです。事業をですね、やめるっていうのは、非常に難しいところはあると思うんですけど、今、この町が置かれている財政状況を考えると、1つ1つの事業を見直すっていうのは必要なことじゃないかなと思いますので、総合計画のこともこれから始まりますので、そういうところも含めて考えていただきたいなと思います。もう1つ、再質問させていただきます。今の町長からも、事業要望に答えたいということではあったんですけど、今のところですね。事前にお聞きしたところですね。令和元年度の時点で、各区からの町に出されている要望のうち、まだ解決できてない、調査の結果継続とされている件数は51件とお聞きしました。それが令和6年度末にはですね、192件にまで増えて、5年間で141件も増えています。もちろんですね、すべての要望の内容を把握しているわけではありませんし、それぞれの要望の重要度も違うと思います。それでも町民のこうしてほしいという声が、なかなか叶えられずに積み重なってきているのは事実です。そこで、少しでもこの要望を減らしていけるように、限られた予算の中で、林道事業10%ほど縮小して、その分を区民の要望に応えるための予算に回せないかと質問をさせてもらったところです。そこでですね、改めて伺いたいと思います。補助金がですね、出るからという理由で、限られた人しか使わない林道事業ですね、林道事業には、町道事業の倍近い一般財源や地方債を使っているのに、補助が出ないということを1番の理由にして、多くの町民、そして町外の方も利用する町道の修繕はなかなか進まない。この状況に対して、町としては、今後どうすればこうした要望ですね、192件まで増えてしまっている要望をですね、どうしたら解決できると考えているか、お聞かせください。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

先ほど町長が申し上げたとおりですけれども、まず最初にですね、林道事業と町道事業でのバランスは考えていないと申しましたけれども、町の予算としてのバランスは考えなければなりません。議員が言われたと言われたとおり、財政状況の厳しい中で、道路のみならず、事業全体の縮小も検討しなければいけませんけれども、林道事業におきましては、補助事業があるから実施するというわけではなく、施業の計画や実績、または集落を結ぶ道路の状況等を考慮しまして、必要に応じて実施しています。また、開設工事や舗装工事、または用途を変更する改良工事は、利便性が向上するということもあり、負担金が発生します。財源内訳を考えた場合ですね、補助金や地方債のつかない町道の維持工事に対しまして、補助金と過疎債などが適用できる林道事業では大きな違いがあるため、効率的に利用できます。町道工事におきましても、先ほど事業化の話ありましたけれども、地

方債が充てられるために事業化をする一面もあります。そのため、維持工事費は毎年 600 万円となっておりますけれども、地区要望がなかなか解消されないことは承知していますので、今後いろんな方法を考えてはいきますけれども、現状はまず 600 万円でなんとか解消していくことを考えていきます。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

まだ方法は考えてはいないようですが、要望がですね、増えていっているのは事実です。林道の要望は補助があるからとおりにやすく、区民の要望は補助がなくとおりにくいというのは非常にやりきれない気持ちなところもあります。さっきのですね、4 番目の質問で、令和に入ってから町道事業について、ご答弁いただいたんですが、私の方でもですね、令和以降の林道や町道、橋梁工事のですね、決算額を調べてみました。決算書やですね、主要政策の成果報告書から拾い出した数字ですので、誤差があるかもしれませんが、参考までにちょっと紹介をさせていただきたいと思います。令和元年度から令和 6 年度までの林業事業の総額は、約 8 億 7,200 万円です。このうち、補助金が約 5 億 5 万 4,000 円、地方債が約 2 億 4,500 万円、一般財源が約 6,800 万円となっています。次に橋梁、橋ですね。橋を含む町道事業の総額は約 5 億 1,400 万円です。内訳は、補助金が 2 億 200 万円、地方債が約 1 億 9,600 万円、一般財源が約 9,200 万円です。橋梁を除いたですね、町道事業に限るとですね、総額は約 1 億 4,600 万円、補助金が約 2,600 万円、地方債が 9,600 万円、一般財源が約 2,400 万円となっています。なお、寄附金や負担金などは含めていないので、内訳とですね、今言った総額が一致しない場合があります。今言ったようにですね、見てみると、補助金があるとはいえ、林道事業ではですね、令和以降で約 3 億 1,300 万円の地方債と、一般財源が投入がされています。一方ですね、橋梁を除いた町道事業には、約 1 億 2,000 万円の地方債と一般財源が使われています。つまり、一部の方しか利用しない林道に対して、町道事業の約 2.6 倍の地方債などが充てられており、その返済は町民全体で担うこととなります。区民の皆さんからの要望は、なかなか実現しづらい一方で、借金の返済をお願いしますという状況では、やりきれない気持ちになる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。単年度だけではですね、事業の規模が見えにくいと思い、今回は複数年分の金額をご紹介させていただきました。以上ですね、町ですね、財政状況や事業の必要性などを踏まえて率直にですね、質問をさせていただきました。限られたですね、予算の中で何を優先し、どう町民の暮らしに還元していくか、その判断は行政の責任であり、未来への投資でもあるんじゃないかなと思います。補助があるからやるのではなく、本当に必要な事業なのか、町民の生活にどうつながるのかをですね、人口も財源も少なくなった東栄町だからこそ真正面から問い直すべきだと感じています。町民の皆さんは日々の暮らしの中で、道路の痛みや不便さを肌で感じています。その声に応えることこそが、行政の信頼につながるんじゃないのでしょうか。公平で納得感のある事業の

進め方を、そして町民の目線に立った判断を、どうか、今後の施策にしっかりと反映していただきたいということをお伝えして、私の一般質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で、2番佐々木一也議員の質問を終わります。ここで休憩をいたします。再開は11時30分です。11時30分から再開いたします。

----- 7番 村本敏美 議員 -----

議長（加藤彰男君）

再開いたします。次に、7番村本敏美議員の質問を許します。村本議員。

7番（村本敏美君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。令和7年6月27日の中日新聞の記事に、水道料金のことが書かれておりました。その時の紙面をコピーして、皆さんにご配布しようと思ったんですけども、新聞社に問い合わせたところ、なかなか手続きが難しかったので、叶いませんでしたので、文章で読ませていただきます。内容は一般家庭向け基本料金の無償化についてであります。各地で水道料金の値上げの動きが進む中、東京都をはじめ、中部6県で、少なくとも16自治体が今年に入ってから、基本料金の無償化の方針を決めたり、すでに無償化をしているところがあります。期間は、自治体によって違いますけれども、1カ月から5カ月間の期間となっております。物価高への対応目的で、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する自治体が多いとあります。そこで本町では、水道料金の無償化は考えていないと思いますけれども、見解を伺います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

現時点での無償化は考えておりません。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

今月お配りいただいた広報にも載っているように、7月末現在で2,615人という東栄町の人口であります。人口減少による利用料金の減少、また、施設や水道管の老朽化、経営悪化などの対策は待ったなしであります。利用者にご負担をお願いしなければならない時

が来ると考えております。8月30日の中日新聞によりますと、豊橋市では水道料金値上げ検討とあります。水道料金を平均16%値上げの検討をされている。水道管の老朽化や耐震補強工事に対する物価高騰の影響もあり、検討をされているとあります。私が令和5年第1回定例会で料金のことに質問したところ、今は値上げを考えていない。今後検討をしていくというようなお答えがありました。検討された結果というか、経過をお聞かせいただければと思います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

令和6年度の決算において、料金収入が4,981万1,710円に対しまして、管理費用は5,544万1,013円と支出が上回っており、今後は水道管の更新工事も予定をしておりますので、費用は増加をしていきます。公営企業会計においては、事業にかかる費用が受益者によって適正に負担されているかという観点から、財源を増やす対策としては、料金の値上げも必要であると考えております。今のところ、令和8年度からの料金改定を目標に検討を進めているところです。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

ただいまのお答えで、令和8年度から料金の改定に向けて検討していくというようなことでありました。豊橋市は、もともと料金は東三河では安い方であります。東栄町も、新城以北では水道料金は安いというふうに思っております。値上げの検討をされているとなれば、住民の皆さんの反発も当然考えられてまいります。公営企業会計の決算の内容の公開、老朽化の現状の説明と、住民が生活をしていくために、安心安全の水の供給に努めていくためにも、住民の皆さんにしっかり説明し、ご理解をいただくと同時に、私たち議員も、住民の皆さんの質問等に対して、しっかり説明をしていかなければならないというふうに思っております。東栄町には、簡易水道委員会というものがございます。正副区長を中心としたメンバーだというふうに聞いております。料金値上げの検討というふうになると、そこで委員会等を開催し、説明し、行政の立場から、値上げをやむないというようなことを説明されていくと思いますけれども、やはり皆さんに納得いただけるように、しっかり説明をしていっていただき、なるべく水道料金の自主財源の確保というか、水道料金の確保に努めていっていただきたいなというふうに思っております。続きまして、基金についてでありますけれども、これも7月13日の中日新聞に、自治体保有債券巨額含み損、有事の財政出動支障というふうにありました。本町では債券投資を行っているのか。基金は、すべて預金で持っているという理解をしてよろしいでしょうか。

議長（加藤彰男君）
税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

お答えいたします。現時点では、町では債券投資は行っておりませんので、議員がおっしゃるとおり、基金はすべて預金でっております。

議長（加藤彰男君）
村本議員。

7番（村本敏美君）

決算書をいただきました。いろんな基金がありますけれども、財政調整基金 15 億 6,000 万ぐらいの基金が今あるというふうに見ております。大きな地震等を想定して、最低いくらぐらいの預金がすぐ使える預金として必要と考えているか、お伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）
総務課長。

総務課長（伊藤太君）

最低いくら預金が必要と考えているか、というご質問ですけれども、預金を基金と考えてお答えをいたします。基金のうち、財政調整基金でいえば、基金の規模の考え方で、全国の市町村で最も多いのは、標準財政規模の 10% から 20% であり、東栄町で言えば、2 億 3,000 万円から 4 億 6,000 万円程度となりますけれども、財源の調整や大規模災害等に備えて、5 億円程度は必要ではないかと考えております。

議長（加藤彰男君）
村本議員。

7番（村本敏美君）

財政調整基金のほかに、あと目的を持った基金があるわけですが、預金で持っておられるということで、もし何かあった時に、すぐ対応できるというのは財政調整基金じゃないかなというふうに思っております。この前起きました石川県の能登半島地震でも、石川県が預金で財調を持っていたということで、すぐ対応できたということの新聞記事も読ませていただきました。東栄町では最低でも 5 億円程度のすぐ現金化できる預金が必要だというふうに今ご答弁をいただきました。そうすると約 10 億円程度があるわけですが、やはり地方交付税とかそういうものが減ってきて、自主財源というか、そういうものを作らないかんといいの中で、あと 10 億円あまりの基金をどのように運営をしてい

くか、やはり考えていかなければならないというふうに思っております。新聞にありましたように、巨額の含み損を含むような使い方じゃなくて、いろんな方法があると思いますけれども、それは行政の方では考えているか、お伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

町が管理する公金は、地方自治法等の規定で最も確実かつ有利な方法で管理しなければならないと定められております。町では、元本が保証された金融機関への普通預金や定期への預け入れをしておりますが、国際金利の上昇を受け、資金運用セミナーへの参加や、北設3町村で債券運用に関する勉強会を開催しまして、債券運用に関する知識の習得と情報収集を進めております。今後は安全性を確保しつつ、効率的な収益を得るための資金運用方針の検討から進めていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

ありがとうございます。元本割れをしないような方法を考えていっていただき、なるべく収益を上げるような方法で運用をしていただければいいなというふうに思っております。続きまして、緊急通報システムについてであります。現在、町内で何世帯の皆さん、高齢者世帯が利用をされていらっしゃるのか。利用料金の補助率は、私の知っている緊急通報システムは、機器の設置撤去は町やっていただく。それから利用料金の2分の1を町で補助するというので、間違いはないかお聞きをいたします。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）

現在の利用世帯数は6世帯です。利用料金の補助率についても2分の1で変更はありません。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

2分の1の補助で月額1,260円の負担ということよろしいですか。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）

令和6年4月分より、人件費の高騰により、利用者負担は税込み月額1,848円に変更させていただきました。以上です。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

以前、私が知っているのは1,260円だったんで、そういうふうにお伺いをしましたけれども、利用料金の高騰という形で1,848円。大変高齢者にとっては負担が大きくなってきたなというふうに思っております。以前、前の課長さんの時ですけれども、新たに料金の安いシステムを探していくというふうな答弁がございましたけれども、その後どうなったかお聞きをします。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）

料金の安いシステムということではなく、時代の流れに即したシステムを検討という内容であったと思います。緊急通報システムについては、現在、世の中にはたくさんのシステムが存在しています。生活スタイル、家族や近所との関わり、利用料金などに応じて、それぞれが自分の生活に必要なシステムを選べる社会となっています。緊急通報システムの出始めの頃は、初期費用や月額利用料が高額で、各世帯に導入するにはハードルが高いこともあり、自治体で購入し、利用に際しての補助を出すという制度で、各自治体が導入を進めていた状況であったかと思いますが、現在は初期費用のかからないものや、月額利用料が千円未満のものなど、費用だけでも多種多様となっています。また、高齢者のラインの普及も進み、家族間の毎日の安否確認が行われています。現在の利用状況についても、緊急時に押されることはほとんどなく、月一回の元気伺い程度と聞いております。今後は、現在のシステムについては、利用者の状況や必要性について、廃止も含めて検討材料として考えているところであり、新しいシステムの導入は検討しておりません。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

6世帯の皆様にも、新しく安いシステムがあるのであれば提案していただき、利用者がこれでいいということになればそうなんですけれども、利用者の考えを聞くというか、利用者にお伺いして、なるべく安いシステムで、緊急通報システムみたいなものを進めていただきたいのは、大変お忙しいのは分かるんですけれども、そこら辺はよろしくお願いを申し上げます。続きまして、国はモバイルバッテリー、携帯電話、加熱式タバコ機器の3品目について、製造業者らに回収とリサイクルを義務付ける方針を決められました。利用者は店舗や自治体に持ち込むなど、回収への協力が求められております。法令で定める指定再資源化製品に3品目を追加し、来年4月の改正資源有効利用促進法の施行に合わせて運用を始めるとあり、3品目の使用済み製品の回収とリサイクルが義務付けられます。町としてどのように対応していくか、町民に対する周知の方法等ありましたら、お知らせをいただきたいと思えます。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

ゴミ処理につきましては、北設広域事務組合が処理を担っております。モバイルバッテリーや加熱式タバコについて、現在は、中田クリーンセンターに直接持ち込まれた場合、引き取っているようです。この10月から、各ステーションでの回収を始めることが決まり、9月の広報と一緒にチラシを全戸配布いたしました。出し方としましては、モバイルバッテリーなどの電池類は、端子部分に絶縁テープなどを貼っていただき、廃乾電池の指定袋に入れて出す。これは月1回の回収になります。携帯電話や加熱式タバコにつきましては、小型家電として、不燃ごみの指定袋に入れて出していただくこととなります。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

うちの組はね、ちょっと広報が届くのが遅いんです。今日届いて、このチラシが今日入っていたんですね。なかなかゆっくりされている組なんで、このチラシがあれば、この質問もどうかというような感じですけども、このモバイルバッテリーとか、携帯電話、加熱式、4月1日の施行に合わせて運用を始めるといふふうに書いてありますけれども、こういう分かりやすいチラシを再度配るっていうか、北設広域事務組合の名前で出しているんですけれども、生活環境課長も関係あるのか。こういうこともしっかりやっていたくようお願いをしていただきたいと思えます。続きまして、ふるさと寄附金のことであります。東栄町もここ3年、予算額に対して寄附額がだいぶ少ない状況が続いております。寄附金が増額をされるよう、ここでは行政は何を考えているかというふうに書いてあ

るんですけど、町の方ではどのような方法で、増やしていこうかなというふうな思いであるか、聞かせていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

それでは、経済課からはふるさと寄附金額の増に向けた取り組みをお答えします。この18日木曜日に行われます、東栄町産業経済活性化推進協議会の中で、総務課財政係の方から、ふるさと納税の現状と課題と題して、委員の方に現状をご説明します。その後、豊川信用金庫が出資設立しました、地域商社みかわ株式会社様にお越しいただきまして、東栄町をはじめ、東三河の地域商材を取り扱う地域商社として設立した経緯から、4年目に入った取り組みなどを講演いただく予定です。委員となっておられる経済4団体や、観光まちづくり協会、三健会の皆様には、地域商社みかわ様との意見交換により、商品の見せ方をはじめとした販売方法とか、商品開発に向けて、何かヒントを得ていただけたらと思っています。また、地域商社みかわ様には、参加された方々の取り扱っている商品を見出さいただき、販売戦略の提案や、商品の知名度を上げる工夫など、商品価値を生かした取り組みへと進められるよう、協力を仰げたらと思います。そして、その会議をきっかけに、既存商品の磨き上げと、新商品開発の足掛かりになるようにつなげられたらと考えております。もう1点、令和7年度当初予算の商工振興費で、新規で計上させていただきましたが、特産品開発等事業補助金90万円で、商品開発の伴走支援を行います。町の新たな特産品等を生み出すために、そのアイデアの募集を行い、審査を経て選定します。選定商品を開発した企業や団体などには、開発にかかる経費の一部を補助するとともに、全面的にその特産品のPRを行って、販路拡大などに進められたらと思っています。ふるさと納税返礼品につきましては、食品、日用品、家電、サービスなどがあり、よく選ばれるものとして、あるサイトでは、ブランド和牛や銘柄米、いくらやうなぎ、ハンバーグ、ビールと時期によって変動はあるものの、人気のお礼品となっています。東栄町では、そうした産物といえば、東栄チキンに関する鶏肉関連商品が上位を占めており、令和6年度東栄町、東栄ふるさと寄附金の返礼として、返礼品として一役を担っています。ただ、それだけに頼っていては寄付者の目には留まらないと思われまますので、次なる返礼品を生み出していくことも必要となります。そのためには、バリエーションある返礼を生み出していくしかないと思い、あらゆる可能性にかけて、季節返礼品のブラッシュアップ、新商品の開発、そして宣伝方法に力を注いでいけたらと考えています。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

ありがとうございます。18日期待をし、私の立場として参加させていただきます。その時に私なりのアイデアがありますので、お伝えをしたいというふうに思っております。これは最後に私の私見なんですけれども、あまりこういうものを述べちゃいけないと思うんですけれども、8月の27日に東栄町商工会の愛知県の自民党の商工議員団の団長以下3人の県会議員の皆さん、それから県の商工会に関する幹部の皆さんが商工会において、いろいろお話をさせていただきました。その中に総務省から出向されている方もお見えでしたので、総務省といえばふるさと寄附金制度を発明した菅さんのお膝元となった方にも私申し上げたんですけれども、ふるさと寄附金というのは、生まれ育てていただいた自分のふるさとに対してお礼の意味を込めて寄付することだと私は思っております。だけど、現在では返礼品目当ての寄附になっており、私の思いとだいぶ違ってまいりました。このようなことになっている以上、特産品が少ない東栄町でも、知恵を絞って返礼品を考えていかなければなりません。何々村では2億円のふるさと寄附金があるよ。ああ、そりゃいいな。それじゃダメです。役場職員の皆さんだけでなく、さまざまな団体等にもご協力をいただき、いろいろなアイデアを出すことも大切だと思っております。我々町民の代表である議員の皆さんも一緒になって考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。町長のお考えをお聞きして、最後の質問とさせていただきます。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

今、村本議員がおっしゃるとおり、ふるさと納税の制度はですね、私もそのように思っているというか、この地方で、ふるさとで生まれてですね、そこで育った方たちが、やがて進学や就職を機にですね、生活の場を都会に移して、そこで納税を行っているという状況でありますので、そこで納税をし、自分が生まれ育った地域には、自治体には税収が入ってこないというような状況であります。こんな状況をですね、支えるということで、もともとのふるさと納税の議論はされてですね、制度ができてしまった以上ですね、その制度に対して不満を言っているかもしれないわけでありまして、先ほど言いましたように、この地域に特産品があるかないかの問題、それから安定的に返礼品が返せるかどうかという問題もあります。そんなことを試行錯誤し、この近隣の状況をマスコミがですね、そういう状況を流しますものですから、東栄町は東三河でも最下位、愛知県内でも最下位という、こういう状況になってしまっておりまして、今回500万ほどしか年間ないという状況で、これは1つの理由として、ここにありました酒蔵が1軒なくなったことによることも影響しておりますし、そういったことを踏まえながら、先ほど経済課長が言いましたように、今までもそんな状況で検討はしてきましたけれども、これから先、そういう状況であるという状況を考えますと、やはりふるさとを応援するという状況と、それから、ここを応援したいという自治体を見つけて寄付するというのが、この制度だと思いますが、そういう状況の中で、返礼品の状況での競い合いになってしまっておることも事実ではあ

りますが、これを嘆いていても仕方ないので、やはり皆さんに協力をいただきながら、今年度はですね、先ほど経済課長が言いましたように、かわしんさんに入っていたところで、状況を確認しながらですね、私どもも全国の状況も資料として提供させていただきますし、東三河の状況も聞いておりますが、豊橋もそういう状況の中で、今年度は5倍近くの寄附金を集めておられるようですし、設楽町さんも新たに民間に委託をして新たな商品作りに取り組んでおられるというふうに聞いておりますし。豊根村さんはチョウザメのキャビアの状況で、少し増えたという状況ですが、それぞれの状況をまた全国的にも踏まえてですね、しっかり皆さんにもお知恵をいただきながら研究をして、いずれにしても一般財源が今後厳しくなることは事実であります。先ほど議員の中で質問がありましたように、人口が減ることによる基礎数値の中で交付税は減りますし、それから当然高齢化率が上がるということは、年金取得者が増えるという状況でありますし、ご存知のように事業所は限られた事業所しかありませんので、法人税は増えないという状況でありますので、そういった状況の中で、このふるさと納税、ふるさと寄附金の状況もしっかり私ども知恵を出しながら勉強して、さらにその状況を進めていかない限りですね、先ほど議員が言われたように、いろいろな施策としての事業が展開できない、特に単独として事業を進めることが非常に難しい状態になってきますので、先ほども申し上げましたように、特財としての状況を探ってですね、事業展開をしなければ、さらに厳しくなるというふうに思っています。それから医療問題で病院で出ました10億の清算金があったが、そういう状況で先ほど言いました基金が今のところ底をついてないという状況ですので、これも今後の第6次計画はこれで終了し、次の第7次計画がありますので、その段階にも踏まえてですね、このふるさと寄附金もですね、しっかりそれに位置づけられるような財源としてですね、確保できるような取り組みを今年度中含めしっかり皆さんにご協力いただいて、経済4団体、それからそれぞれの団体にもですね、協力をしていただきながら、新たな商品作りも含めて、前向きに検討してまいりたいと思いますので、議員の皆さん方にもぜひいい知恵を提案いただければありがたいと思いますので、どうぞよろしく願います。以上です。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7番（村本敏美君）

どうもありがとうございました。先ほど水道のことでちょっと言い忘れたことがあったので、一言だけ申し上げておきます。9月4日に正副町長、それから正副議長で県要望に行った際に、建設局長より東栄町の水道のことについてご見解をいただきました。よく東栄町のことをご理解されているというふうに感じて心強く思っていましたので、そのことだけ水道の後に言おうと思ったんですけどちょっと言えなかったんで、今言わせていただきました。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（加藤彰男君）

以上で7番村本敏美議員の質問を終わります。これで午前中の一般質問につきましては区切ります。午後の再開は、午後1時、午後1時再開いたします。よろしくお願い致します。

3番 浅尾もと子 議員

議長（加藤彰男君）

では休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。次に3番浅尾もと子議員の質問を許します。浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議長の許可のもと、一括質疑方式で一般質問を行います。今回は8題お尋ねいたします。私は、今年5月から8月にかけて、東栄町内でニュース東栄民報1,319枚を配布する中で、町民の皆様との対話やアンケートで、たくさんのご要望をいただきました。今回の質問の中に盛り込みましたのでどうぞよろしくお願い致します。まず1問目は、誰もが利用しやすい医療介護へと題してお尋ねいたします。

1、町民にとってかかりつけ医の死亡診断を受けられるかどうかは、切実な問題です。町は今年6月議会で直近3年間の診療所の死亡診断実施件数が53件、うち訪問診療の患者27件、それ以外が26件であったことを答弁しました。訪問診療の対象外であった26件について、どのように死亡診断を行ったのか、経緯を伺います。2、町民が死亡した際、訪問診療の有無にかかわらず、町が電話で対応するよう求めたいが、認識を伺います。3、2の電話対応の業務について、北設楽郡在宅医療介護サポートセンターで実施できないか伺います。4、ひだまりプラザ駐車場の歩道の段差や、駐車場の照明の暗さに起因して、人が転倒した事例の有無、事例があるとすればその概要を伺います。私のもとには、つまずきそうになった、車椅子に優しくないなど、今も不安の声が聞こえてきます。改めて、段差と照明の根本的な改善を求めたいと思いますが、認識を伺います。5、町は、6月議会で町社会福祉協議会の週末や祝日の訪問介護サービス提供体制を検討する必要がある旨、答弁しました。次のアからエにおけるサービス実施の有無、実施している場合には、2024年度の実施件数をお伺いします。生活援助、身体介護、身体生活介護の合計件数でお願いします。ア月曜日、イ日曜日、ウ祝日、エ17時15分から翌日8時30分、土日祝日を含む。続いて、大きな2問目では、道路等の要望の見える化と題してお尋ねいたします。町は、道路等要望の進捗の一覧表を行政区の区長さんに渡すと過去に答弁していましたが、私は町民から解決できない理由の説明が欲しい。また、何年もほったらかしにされているとの不満の声を聞いてまいりました。町民の要望と、それに対する町の対策をぜひ見える化して共有し、風通しの良い町政にするために、以下求めます。1、町民や行政区などからの道路等要望のうち、通告日現在で、対策が未実施のものの件数をお伺いいたします。また、2022年度から24年度に対策を実施した件数を年度ごとにお伺いいたしま

す。2、要望した町民への直接の報告、地区懇談会での報告、一覧表のホームページでの公開を求めたいと思いますが、それぞれの実施についての町の認識をお伺いします。大きな3問目は、2026年度予算編成に向けた質問です。26年度に、以下の事業の実施を求めたいが、認識を伺います。1、保育料の完全無償化および小中学校給食費の無償化。2、設楽町、豊根村と同等の自己負担のない高齢者インフルエンザ予防接種助成。3、町内には年金暮らしでエアコンを購入できないという方、多くおられます。高齢者世帯などへのエアコン購入費等の補助。4、小中学校の体育館へのエアコン設置であります。先日の防災フェア、大変学びが多くて良かったと思いますが、私が小学校の体育館で計測した気温はですね、送風機等の対策を用いた上でも33度でありました。子どもたちの健康と災害時に避難することとなる町民の安全のために、ぜひ来年度に実施していただきたいと思います。続いて、5、戸別受信機の無料無償、もしくは有償での貸与の拡大について。この点で、私が町内全戸に配布してきたアンケートの結果をご紹介します。昨日までに82名の方からご回答いただきました。あなたの家で屋外スピーカーは聞こえますかとの設問への回答では、聞こえるが12人、聞こえるが聞き取れないという方が40人、全く聞こえないという方が27人でありました。回答者の85%の方には、屋外スピーカーによる情報伝達が十分には行き渡っていないという状況です。また、戸別受信機についての考え方を問うた設問では、このままでよいという方が7人、全戸に配布すべきだという方が35人、希望者に配布すべきだという方が36人おられました。回答者の91%が、何らかの貸与の拡大を求めているという結果であります。ぜひ前向きにご答弁をいただきたいと思います。大きな4問目は、避難所の整備についてです。東栄町はこの夏、共同通信社が実施した避難所の準備状況に関するアンケートに、最大想定避難者の人数を500人とし、政府が指針で示す被災者1人当たり3.5平米の居住空間、また、トイレの数50人に1基という基準をいずれも満たしていないと回答しました。中日新聞では8月18日に報じられております。さらに居住空間については今後も満たすことは困難とし、トイレの数については今後満たす予定だが時期のめどは立っていないと回答しています。私は新城市や設楽町、豊根村では、この政府の2つの基準を満たしているということを知って大変驚きました。そこでお伺いいたします。町には基準を満たす避難所の整備を計画を立てて早急に行う義務があると考えますが、認識を伺います。2、現状で最大想定避難者数を避難所に収容した場合の1人当たりの居住空間の面積、トイレ及び入浴施設の数が何人に1基なのか、伺います。どのくらい現状では不足しているということなのかお尋ねするものです。大きな5問目は、奈根残土処分場の遮水シートについてのお尋ねです。この質問にあたってですね、ご紹介したいのが1つあります。私は今年8月、この処分場で斜面を覆っている保護マットに数カ所の穴が生じていて、その下にある黒色の遮水シートが露出しているという状況を目にしました。しかし、そのまま作業が続けられているのを見て、私は9月5日、愛知県に保護マット破損に伴う緊急申し入れを行いました。私が現地で調査をしますと穴だけではありませんでした。保護マットの波状の緩みや保護マットの裂け目が地中まで伸びて遮水シートが露呈しているもの、また、コンクリートのひび割れも見られました。保護マットや遮水シートが万が一機能しなくなれば、規制基準を超えるヒ素を含む要

対策土を将来にわたって、安全に封じ込めることはできません。県はこの保護マットについて、マットのつなぎ目が外れたとしていますが、私がですね、先週金曜日に申し入れてから、週明けの8日9日に、工事事業者が保護マットの穴を塞ぎ、土でそれを覆っていました。しかし、町民に対して説明はなく、県の残土処分場の事業の信頼性が揺らいでいると感じます。そこで今回は遮水シートについてお尋ねいたします。1、愛知県の奈根残土処分場の遮水シート選定にあたって、コンサルタントの報告書には、最も信頼性の高い対策を講じることとし、性能において最も高い企画を採用すると記していました。県が実際に採用した中断性タイプの遮水シートは、性能において最も高い規格か伺います。2、県の設計計画参考資料、情報公開請求で町から入手したのですが、令和5年9月のものでは、この遮水シートについて、表面は損傷部分の目視が可能である白が望ましい、またスパーク検査できることが望ましいとしましたが、採用された製品は条件を満たすものかお伺いいたします。続いて、大きな6問目は、平和都市宣言と戦没者慰霊式典等にかかるお尋ねです。1、村上町長は、8月の町議会臨時会で町政施行70周年に合わせ、恒久平和と核廃絶を願う宣言を行いたい旨、述べられました。東栄町が行政として行う平和都市宣言だと理解してよいか、お伺いいたします。2、核兵器廃絶の願いを込めてぜひこの宣言を非核平和都市宣言とすることを求めたいが、認識を伺います。毎年、愛知県内から東栄町へ訪問されてですね、懇談を重ねてこられた被爆者の方々の願いでもあります。そして、3、町として戦没者慰霊式、平和祈念、式典等を行う考えはないか伺います。私は町民の方から解散した遺族会が町に求めているというふうにもお伺いしております。4、地域で維持が困難になりつつある慰霊碑等の管理について、町が支援する考えはないか伺います。7問目は、とうえい温泉の根本的改修についてです。町は今年5月、温泉施設設備改修提案業務の入札を中止しました。応札した2社の入札額が、いずれも1,400万円超であり、町の予算額330万円を大きく超過したためでした。町は、今年6月議会に株式会社とうえいの中期経営計画を示し、老朽化している設備の根本的改修を実行するなどの経営改善策を示しましたが、改修の前提となるこの業務の入札を中止していたことを議会に報告しませんでした。町は7月、再度事業の入札を行い、落札額は300万円でした。そこで伺います。1、この提案業務で、温泉施設全体の根本的改修に必要な調査ができるのか、伺います。2、温泉の老朽化によって、緊急修繕が頻発しています。温泉施設費は、令和6年度に4,778万円。7年度予算は、今議会での補正予算699万円を含めれば4,057万円となり、さらなる修繕費の増加が懸念されます。根本的改修は喫緊の課題であります。町が今回の入札中止を6月議会に報告しなかったことは、議会と町民の信頼を損ねるものだと感じますが、認識を伺います。最後の8問目は、町職員への処分の公表についてです。東栄町の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例には、任命権者は職員の休業に関する状況、分限及び懲戒処分の状況等を町長に報告しなければならないとし、報告を受けた町長は、毎年度末までにこれを公表しなければならないと定めております。村上町政で、これまで新入職員への試用期間の延長処分が14件、分限免職が3件など、重大な処分が繰り返されてきました。町は、同条第5条に基づき、職員の休業に関する状況、分限及び

懲戒処分状況を公表しているか伺います。以上で、質問終わり残り時間で再質問いたします。

議長（加藤彰男君）

3番浅尾もと子議員の質問が終わりました。はじめに、東栄診療所事務長の回答を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

私の方からは、大きな1番、誰もが利用しやすい医療介護への①②の方を回答させていただきます。まず①の訪問診療対象外の26件の死亡診断を行った経緯を伺うについてです。訪問診療対象外はやまゆり荘です。特別養護老人ホームやまゆり荘では、入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うために、通常1人以上の医師の配置が義務付けられているため、東栄診療所と配置医師の契約を締結しております。したがって、東栄診療所ではやまゆり荘の入所者の健康管理や予防接種、療養上の指導、その他に治療のための処方箋の発行や、緊急時の対応、看取りなどを行っております。続きまして、②町民が死亡した際、訪問診療の有無にかかわらず、町が電話対応するよう求めたいが、認識を伺う。町民が死亡した際との前提ですが、質問の前提が極めて不明確で、回答が難しくなります。まずはじめに死亡の確認は医師しかすることができません。従って死亡した際という前提が確認できないこととなります。仮に死亡したと思われる状況でも、事故で死亡したと思われるのか、突然死と思われるのか、以前から患っていた病気による死亡と思われるのか、蘇生の可能性はないかなど、状況も不明確であります。そのような状況下で、町にどのような電話対応を求めるのかもわかりませんが、基本的な考え方を説明させていただきます。先ほど申し上げたとおり、死亡の確認自体が医師でなければ基本的にできません。たとえ心肺停止状態であったとしても、蘇生や救命の可能性もあることも考えられます。また、明らかに死亡していると思われるような場合は、警察による検視を受けることとなります。6月議会でも回答させていただいたとおり、まずは119番通報を行っていただき、救急隊到着後、状況を確認し、必要に応じ警察へ引き継がれることとなります。今申し上げたような流れで考えた場合、町が電話対応することにより、救急要請や警察への通報を遅延や阻害することとなり、対応もできないことから、意味のないものになってしまいます。したがって、診療所からの訪問診療を受けている方を除き、町が電話対応することは考えておりません。以上です。

議長（加藤彰男君）

次に福祉課長の回答を求めます。

福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）

福祉課分について回答させていただきます。大きな1番の誰もが利用しやすい医療介護への③について回答いたします。②の業務を北設楽郡在宅医療介護サポートセンターで実施できないかという質問につきましては、質問に上がりました業務については、北設楽郡在宅医療サポートセンターのコーディネーターが対応できるものではないと考えますので、サポートセンターで実施することはありません。続きまして、4番のひだまりプラザ駐車場の歩道の段差や駐車場に対する質問ですが、東栄ひだまりプラザ開設以降、ご質問のような段差や照明の暗さに起因した転倒事故等は把握しておりません。また、改修については、バリアフリーも含めて、愛知県の人にやさしいまちづくり推進に関する条例の規定をクリアし、適合していると認められていることから検討しておりません。続きまして、5番の訪問介護サービスの2024年度の実施件数についてです。アの土曜日につきましては58件、イの日曜日については0件、ウの祝日については43件、エの17時15分から翌日8時30分では6件。こちらは同行援護として、障害者の付き添いというで行っております。続きまして、大きな3番の2026年度の予算編成に向けてです。1番の2026年度に、以下の事業の実施を求めたいということで、保育料の完全無償化についてです。東栄町では、子育て家庭の新たな経済的な支援として、令和7年10月から第二子以降の低年齢児保育の無償化を行います。入園する全園児を無償化する予定はありません。今後は、全国県内の情勢を確認し、適切な運用に努めていきたいと考えています。続きまして、②の設楽町、豊根村と同等の自己負担のない高齢者インフルエンザ予防接種の助成についてですが、継続して1人につき1,500円の自己負担を含めた体制で検討しております。次に③の高齢者世帯へのエアコン購入費等の補助につきましては検討の予定はありません。続きまして、大きな6番の平和都市宣言と戦没者慰霊式典等についてです。①の東栄町が行政として行う平和都市宣言だと理解してよいかというご質問ですが、8月臨時議会で、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願う宣言を行いたい旨を述べました。平和宣言については、町政施行70周年記念式典の中で、平和への祈りという形で、将来への平和への願いを表す機会を設けます。②の非核平和都市宣言とすることを求めたいというご質問につきましては、①の回答と同様となります。続きまして、③の町が戦没者慰霊式、平和祈念式典等を行う考えはないかというご質問につきましては、戦没者の慰霊、平和の祈念は、先の大戦において、戦争の悲惨さを風化させず、平和の尊さを次世代に引き継いでいくことと目的があります。東栄町についても、そうした機会を設けることができるか、検討をしていきます。④です。地域で維持が困難になりつつある慰霊碑等の管理についてですが、各地区の遺族会が管理してきた慰霊碑等は、各地区に委ねられていると認識しており、現在はコミュニティ委託金として、各地区にお支払いをしております。以上です。

議長（加藤彰男君）

次に建設課長の回答を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

私からは、2番の道路等要望の見える化と、5番の奈根残土処分場の遮水シートについてお答えします。まず2番の見える化の1番ですけれども、未実施の件数、それから2022年から24年度に対策を実施した件数についてですけれども、区の役員も改選となったこともあり、8月に各正副区長さんにお越しいただき、現状の説明や要望の確認、調整を行いました。現在、精査した内容について、取りまとめ中なので、誤差があるかもしれませんが、国県道要望を除くと、161件が未実施であると捉えています。対策件数につきましては、2022年、令和4年度ですね、は9件、2023年度は4件、2024年度は3件となっています。それから2番目の町民への直接の報告、地区懇談会での報告、一覧表のホームページでの公開を求めたいということですが、区からの要望につきましては、各組から提出された要望を、地区の代表である区長さん等が検討し取りまとめてから役場へ提出されています。提出された要望書は、内容や場所等を検討しまして、必要に応じて、区長さんに確認をして、回答を作成して、年度末ごろに回答を渡しています。要望は、誰から出されたものなのかは町の方ではわかりませんので、今後も区会や組長会等で報告いただくように、お願いをしていきます。地区懇談会につきましては、各区へ実施内容を検討いただいていますので、区から報告を求められれば報告します。ホームページでの公開につきましては、要望書には、要望の経緯が記されていますし、用地に関する事など記載されているなど、個人的な情報もありますので、公開する予定はありません。それから5番の奈根残土処分場の遮水シートについてというところの1番ですけれども、遮水シートの性能において、最も高い規格が伺うということですが、遮水シートに関しましては、何度も質問をいただいていますけれども、遮水シートの選定については県が決定しておりまして、現存するすべての製品を町として把握しているわけではございません。ただ、採用予定である製品の説明を受けておりまして、高弾性タイプに相当する規格値を上回る高い規格であると認識して承認しています。2番目の県の設計計画参考資料で、採用した製品は条件を満たしているものか伺うということですが、これにつきましては、県が施工するために一般的な方法として計画したものではありませんけれども、製品の選定によっては条件が異なってくると思います。実際に現場は、黒っぽい遮水シートを使用していますけれども、埋め立てをする箇所は、十分に確認して実施しているそうです。町としましては、安全性が確保され、規格を満たしている製品を採用しているかどうかということを重要と考えております。

議長（加藤彰男君）

次に教育課長の回答を求めます。

教育課長。

教育課長（青山章君）

それでは私からは、大きな3番の①と④について回答いたします。①の来年度の小中学校、保護者に対する給食費の補助につきましては、国の動向等を見ながら、現在検討中で

あります。④の小中学校体育館へのエアコン設置について、設置時期については具体的には決まっておりますが、財源や機器の選定などを現在検討中であります。児童生徒への暑さ対策、費用面、避難所としての役割、国の補助等を考慮しまして、計画的に進めてまいります。

議長（加藤彰男君）

次に総務課長の回答を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

それでは、私から総務課分の回答をいたします。まず大きな3番の2026年度、予算編成に向けて、戸別受信機の貸与拡大についてですけれども、現時点で対象世帯の範囲の拡大や有償対応をする考えはございません。次に大きな4番の避難所の整備について、基準を満たす避難所の整備の計画を立てて緊急に行う義務があると考えているが、認識を伺うということですけど、避難所の準備状況に関するアンケートに関しまして、最大想定避難者500人をもとに回答すべきところ、総人口をもとに回答してしまったため、被災者1人当たりの居住空間の基準3.5平方メートルを満たしていないとの回答となってしまいました。お詫びをして訂正させていただきます。最大想定避難者500人とした場合には、現在基準3.5平米を満たしております。トイレ数の基準についても、最大想定避難者500人とした場合には、50人に1基の基準も満たしていることとなります。次に、現状で最大想定避難者数を避難所に収容した場合、1人当たりの居住空間、トイレ及び入浴施設の数は何人に1基かを伺う。こちらは、単純に指定避難所の面積を最大想定避難者数500人で割れば、1人当たりの居住空間は28平方メートルとなります。トイレ数は17人に1基となります。入浴施設につきましては、指定避難所のうち、4施設に男女1箇所ずつございますので、8カ所と考えれば、62.5人に1基となります。次に、7番のとうえい温泉の抜本的な改修、こちらの②ですけど、町が入札中止を6月議会に報告しなかったことは、議会と町民の信頼を傷つけるものだと考えるが、認識を伺う。こちらにつきましては、入札について中止したという事実はありません。入札を執行した結果、落札者がいなかったものです。次に、8番の町職員への処分の公表について、職員の休業に関する状況、分限及び懲戒の状況を公表しているか伺う。こちらですけれども、現在は、職員の給与、定員管理等については公表をしておりますが、休業や分限及び懲戒処分の状況等については、公表しておりません。

議長（加藤彰男君）

次に、経済課長の回答を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

経済課からは、7番とうえい温泉の根本的改修についての1つ目、再入札にかかる提案業務で温泉施設全体の根本的改修に必要な調査ができるのか何うという内容についてです。温泉施設全体の根本的改修に必要な調査としましては、施設を運営していく部分のすべての把握は必要と思われます。その中で、昨年度までの3カ年では、やむを得ず臨時休業した各年約15日間を回避するためには、温泉機能部分の改修が優先されるものと思われます。設備には、温泉を沸かす根幹部分の機械室とそれ以外、例えば、空調設備、給排水設備、照明設備、給湯設備などに分けることができますので、機械室内外部の状態の把握ということで、設置20年以上たった設備の不具合や、耐用年数による交換部品の有無、クリーン係からの過去の故障箇所を含めた日頃の機器の状況などなど、聞き取り等により現在進めておられます。その他の空調設備等は、機器本体の交換等となりますので、部品の交換が効くもの効かないもので、延命を検討したり、そもそも電気代を抑えるために、省エネタイプの効率の良い機器への更新とか、そういったことで、設備ごとに電気業者への確認も行われると思われますので、内容によって全体を把握していきます。以上です。

議長（加藤彰男君）

執行部からの回答が終わりました。ただいまの回答に対して再質問はございませぬか。浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ご答弁に対して再質問してまいります。まず、1問目の1であります。訪問診療以外の方に対する死亡診断の実施はですぬ、やまゆり荘の方だけだということだと理解していいのか、本当に1人もいないのか、直近の3年間で1人もいなかったのかということを確認させてください。

議長（加藤彰男君）

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

はい、やまゆり荘だけと聞いております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

それでは続いてまいります。今のところ、ひだまりプラザで転倒したということは、町として把握していないということ、良かったと思われます。ただですぬ、8月の臨時会ではですぬ、町が市場集会所の側溝のグレーチングの浮き上がらないように固定している部分

が外れていたということから、通行しようとした車両を破損させたと、グレーチングを跳ね上げて傷つけてしまったということで損害賠償をしております。施設の設備の管理の不良は、住民との信頼を破壊する大きなトラブルにつながりうるということが分かりました。ひだまりプラザでも事故が起きる前に段差と照明の改善が必要だと思っております。改善のための見積もりだけでも取って見ないか、認識を伺います。

議長（加藤彰男君）
福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）
これから検討していきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）
浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

それではもう1点ですね、残土処分場に関する確認です。1問目、私の質問はですね、最も高い規格であるかどうかでありましたので、高弾性タイプに相当するかどうかということではないんです。最も高い規格にあるのかということをお聞きしたいと思っております。愛知県から示された遮水シートですね、購入している商品が示されておりますけれども、そこ同じ会社のカタログから私がですね、同様の製品を抜粋して比較をしたものでありますけれども、県が採用した中断性タイプの商品とはですね、また別に2つの中断性タイプの商品があります。1つは、スパーク検査によってシート表面の傷を発見できると書かれている商品。そしてもう1つは、白黒層一体のシート、目視でシートの表面の傷が確認できるとある商品でありますので、県がですね、こちらの設計計画の中で、損傷部分の目視が可能である、白が望ましい、スパーク検査ができることが望ましいと、そのようにした条件のものが、それぞれ1つずつあったと。そしてもう1つ、高弾性タイプの製品も掲載されておりましたが、そちらでは県が採用した製品より、カタログ値の企画値ではですね、引っ張り、強さ、伸び、それから引き裂き強さ、いずれの項目でも県が導入したものを大きく上回っております。この製品を比較したときにですね、もう一度お尋ねしたいんですけれども、今回県が採用した製品はですね、最も高い規格と言えるのか、お伺いいたします。

議長（加藤彰男君）
建設課長。

建設課長（原田経美君）

先ほど回答でも申し上げたとおりですね、製品を採用するのは、町ではなく県で採用しておりますので、町としましては、県が採用した製品につきまして確認をしたところ、規格値を上回る製品であったので良いという認識をしておるということです。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

県が採用した商品だから良いということだと思えますけれども、しかしですね、この設計計画には隣接する岩古谷トンネルが高弾性タイプを使用しており、地元からも同等の対策を求められていると、東栄町の方々が同等の対策を求めたということだと理解します。県に任せていて良いというものではないと思います。そしてもう1点ですね、先ほどご答弁がなかったと思います。遮水シートはスパーク検査が行える製品なのか、お答えください。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

スパーク検査は実施すればできます。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

カタログではそのように書いていないんですけれども、実施できるということですね。ただし、実施していないと理解していいですか。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

そのとおりです。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

スパーク検査ができることが望ましいというように設計計画では書いているのに、実際には行っていないということは、最大限の対策がとられたとは言えない状況だというふうに思います。そして、それを求めてこなかった町の対応も今問われるというふうに感じます。もう1点お尋ねしたいと思います。残土処分場の5問目でありますけれども、保護マットの穴が開いて、その下のシートが見えているという状態でありましたけれども、私が見たところ、6カ所の補修を愛知県は行って、それを土で覆いました。8日と9日にかけて、そのような工事が行われておりました。しかし私はですね、この問題は残土が乗せられた重みでシートが保護マットが引っ張られてできたものだという疑いを持ちます。であるならば、その下にある遮水シートにも同じだけの圧力がかかるのではないのでしょうか。見えないけれども破れているのではないか、あるいは地中に埋め立てられた、すでに目に見えない部分にも問題が生じているのではないか、そのことを本当に心配になります。しかし、それを検証することをせずにですね、県はすでにその部分を土で埋めてしまっているわけで、私は町の自然を保全する立場に立って、町が県に抗議すべきだと考えますが、認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

保護シートにつきましては県から報告を受けておりまして、私も立ち合わせていただいで確認しております。そもそも保護シートというのはですね、遮水シートの内側に敷くものであって、岩盤等が出たら直接遮水シートに当たらないためのクッション材であります。その保護シートの内側にはですね、保護の採石を入れてありますので、直接岩盤が当たるようなことはまずありません。ただ施工計画上で張るようになっておりますので、穴が開いた箇所についてはこの間補修をしたかと思えます。要因としましては、製品のプロの方が来たんですけれども、転圧等で破れたのではなくて、高温や熱によって破れたのではないかという判断です。それを防ぐために土を、昨日ですか、わからないんですけど、被せたのかと思えます。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

高温で破れるような製品を使っているということになるのではないのでしょうか。高温で破れることが妥当な保護対策と言えるのか、私は問題だというふうに考えます。改めて追求してまいります。もう1点、医療介護の問題でですね、お尋ねしたいと思います。ご答弁いただいた内容ですと、訪問介護、日曜日は0件ということで、前年度1件も実施されていないと、実質的に行われていないものと思えます。それから、時間外の訪問介護も

同行支援で6件ということで、基本的には行われていないというものだと思います。しかしですね、町は旧東栄病院を廃止し、無床診療所を建設するにあたって、基本構想で入院施設が廃止となるが、住民の不安を解消するために、この訪問介護、日曜日祝日および早朝夕方の時間帯も提供できるよう、体制を整えると、このように明記していました。入院機能の代替と位置づけて、町民に約束したことが実行できていないという状況になります。私はですね、ぜひ町民の皆様がいつまでも安心してこの町で暮らせるために、訪問介護を充実させていただきたいと思うんです。そこで1つお尋ねしたいと思います。こちら、新聞赤旗の8月14日付の記事をご紹介します。人口1,400人、長野県泰阜村の取り組みです。見出しは、人を大切に、福祉の村となっています。泰阜村では、必要なサービスは必要なだけ提供するという方針で、介護保険利用料の自己負担分の6割を公費で負担する。また、介護保険限度額超過分は、全額公費で負担する。70歳以上の医療費は、1回500円、診療所への送迎無料。緊急時には書類申請を後回しにしてサービスを提供するなど、独自の施策で大変喜ばれています。社会福祉協議会の事務局長という方のコメントが載っています。ケアマネもお金を気にすることなく、介護計画を立てられ、住民にとってもありがたい。また、村から委託を受けている社会福祉協議会はホームページによりますと、ケアマネジャーの電話対応が24時間可能であります。また、訪問介護サービスは、年末年始を除いて、午前6時30分から夜10時まで、早朝から深夜までサービスが提供できるんですね。予算規模が21億円という村で、なぜここまでのことができるのでしょうか。私は記事を読んで、お金の使い方と役場のやる気次第だと感じました。記事の中で、村の住民福祉課長はこのように言っています。高齢者福祉のルールを引いた当時の村長が、社会的弱者が安心して住めないところに人が安心して住めますかと訴えて職員が団結したと、このように話しています。東栄町、保育園建設、防災無線、ひだまりプラザ、2024年度には旧東栄小学校の解体、のき山学校の耐震化に3億円近い費用をかけました。箱もの事業総額で26億円。一方で、救急、透析、入院、日曜外来、緑風園、相次いで廃止し、町民は命と暮らしの支えを多く失っています。私は泰阜村と比べてお金の使い方を間違ってきたのではないかと思うんです。村上町長にお伺いしたいと思います。これまでの箱もの中心の町政から人を大切にする福祉の町へ転換していくべきではないでしょうか。認識をお伺いします。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

いろいろ言われましたので、そのことを含めてですね、泰阜村の件もですね、私ども承知しておりますが、他の自治体の状況ですので、私どもと比べていいかどうかは別としてですね、しっかりそのこともまた参考にさせていただきたいと思います。今言われましたように、私どもも全体のことを考え、福祉もそうですし、行政サービスはですね、すべて福祉だけではありません。すべてにおいての状況を把握しながら進めてきておる状況で

あります。今までにもありましたように教育の問題、すべて含めてですね、必要としてですね、進めてきたと思っております。それから先ほど言いましたように、医療問題も今浅尾議員が言われたとおり、そういう状況で粛々として縮小してきてですね、先ほど一般質問された方にも答弁をさせていただいたとおりでありまして、そういう状況であるあるからこそ、財源の確保もできてきたわけです。病院を清算することによって、確かに縮小しやめたものもございまして、我々が進めている状況は、一次医療を含めてですね、地域の包括ケアを含めて対応していくという状況であります。今後、今おっしゃるようですね、この一般質問の中でありまして誰もが利用しやすい医療介護という状況ですが、社会福祉協議会ですら、人材確保と財源に苦慮しているわけでありまして、しっかり今後も含めてですね、その状況はしっかり詰めさせていただきたいと思いますが、日曜日の状況を踏まえてですね、今のところ土曜日、祝日等は訪問介護をやらせていただいておりますが、日曜日についてもですね、社会福祉協議会の状況を、私も理事でありますので、その状況を聞いておりますが、必要とする状況がどこまであるかということも、やはりしっかり把握をしなければ、体制だけ整えるという状況は私はできないと思っていますので、そういったところも含めまして、今後しっかり対応していきたいと思いますが、いずれにしても、我々人口減少してですね、そういう状況に来ておりますので、次の第7次総合計画の中を含め、それから福祉の計画も着々として計画を立てさせていただいておりますので、その状況を見据えながら、しっかり人材、それから財源を含めて検討してまいりたいと思いますので、そのこともよく理解をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

町はですね、病院をなくす代わりに、病床をなくす代わりに、日曜日、訪問介護、体制を整えるというふうに約束していたわけで、それから何年も経ってから、必要とする状況があるのかどうかというのは、あまりにも誠実さに欠けると私思うんです。ぜひ町長の任期の中で実現していただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で、3番浅尾もと子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終了いたします。傍聴の皆さん、傍聴ありがとうございます。次回は、会期日程に基づき、12日金曜日午前10時より、決算特別委員会を行います。なお、議員の皆さんにご連絡します。すでにご承知おきと思いますが、明日の正午までに、委員会質疑事前提出用紙につきましては、質問内容を議会事務局に提出するように、ご協力をお願いいたします。本日は、これにて散会いたします。